

令和4年第3回葛城市議会臨時会会議録

1. 開会及び閉会 令和4年7月26日 午後1時30分 開会  
午後3時58分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 議会議場

3. 出席議員13名

2番	横井晶行	3番	柴田三乃
4番	坂本剛司	5番	杉本訓規
6番	梨本洪珪	7番	吉村始
8番	奥本佳史	10番	谷原一安
11番	川村優子	12番	増田順弘
13番	西井覚	14番	藤井本浩
15番	下村正樹		

欠席議員2名 1番 西川善浩 9番 松林謙司

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦	副市長	溝尾彰人
教育長	椿本剛也	企画部長	高垣倫浩
総務部長	東錦也	総務部理事	安川博敏
財務部長	米田匡勝	市民生活部長	前村芳安
市民生活部理事	林本裕明	都市整備部長	松本秀樹
産業観光部長	早田幸介	保健福祉部長	森井敏英
こども未来創造部長	井上理恵	教育部長	西川育子
教育部理事	板橋行則	上下水道部長	井邑陽一
会計管理者	吉井忠		

5. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	岩永睦治	書記	新澤明子
書記	神橋秀幸	書記	福原有美

6. 会議録署名議員 2番 横井晶行 3番 柴田三乃

7. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 議第44号 調停に代わる決定について

追加日程第1 議第44号 調停に代わる決定について

開 会 午後1時30分

**川村議長** ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しておりますので、令和4年第3回葛城市議会臨時会を開会いたします。

本日、議会だより用に議場内の写真撮影を行いますので、ご承知おきください。

葛城市議会では、会議室内における新型コロナウイルス感染対策を行っております。また、会議出席者のタブレット端末などの情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おき願います。

本日、令和4年第3回臨時会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、何かとご多用の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。本臨時会も、議員各位の格段のご協力によりまして議会運営が円滑に進行できますよう、よろしくお祈りを申し上げます。

ここで報告事項を申し上げます。

本臨時会に提出されました議案は、議事日程記載の日程第3の1議案であります。なお、議事の進行上、議案の朗読は省略いたします。

報告事項は以上でございます。

ここで、阿古市長から招集者としてのご挨拶を願うことにいたします。

阿古市長。

**阿古市長** 皆さん、こんにちは。本日、令和4年第3回葛城市議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。本臨時会の招集につきましては、地方自治法第101条第2項の規定に基づき招集をさせていただいたところでございます。今回ご審議をお願いいたします案件につきましては、議決案件が1件でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。

**川村議長** これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、2番、横井晶行議員、3番、柴田三乃議員を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本臨時会の会期、議事日程、審議方法について議会運営委員会で協議願っておりますので、議会運営委員長から報告願います。

12番、増田順弘議員。

**増田議会運営委員長** 令和4年第3回葛城市議会臨時会の開会に当たり、去る7月21日に議会運営委員会を開催し、諸事項につき慎重に協議をいたしておりますので、その結果についてご報告申し上げます。

まず、議事日程及び審議方法についてでございます。

日程第3、議第44号議案につきましては上程し、その内容説明を受けた後、本会議を暫時休憩いたします。休憩中に議会全員協議会を開催願ひ、議会全員協議会終了後に本会議を再開し、議第44号議案に対する質疑を行い、総務建設常任委員会に審査を付託し、本会議を再

度休憩いたします。そして、本会議休憩中に総務建設常任委員会を開会し、付託議案について審査をいただきます。委員会終了後、本会議を再開いたします。本会議再開後は、まず付託議案の日程追加についてお諮りをいただき、日程追加後、総務建設常任委員長より審査結果について報告を行い、委員長報告に対する質疑の後、討論、採決までお願いし、閉会いたします。

次に、会期につきましては、本日7月26日の1日といたします。

以上でございます。皆様方のご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

**川村議長** ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり、本臨時会の会期は本日7月26日の1日とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村議長** ご異議なしと認めます。よって、会期は本日7月26日の1日と決定いたしました。

重ねてお諮りをいたします。

議案審議につきましても、ただいまの議会運営委員長からの報告のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村議長** ご異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からのご報告のとおり議案審議を行うことといたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

これより議案審議に移ります。

日程第3、議第44号、調停に代わる決定についてを議題といたします。

本案につき、提案理由の説明を求めます。

阿古市長。

**阿古市長** ただいま議題となりました議第44号、調停に代わる決定につきまして、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、去る令和4年7月19日、大阪高等裁判所第7民事部より、道の駅整備事業をめぐる損害賠償等請求調停事件に関する民事調停法第17条の規定による調停に代わる決定書が到達いたしました。この決定に対し、当該決定を受諾し、異議の申立てを行わないことについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

**川村議長** 以上で提案説明は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。なお、再開時刻については、追って連絡いたします。

休 憩 午後1時38分

再 開 午後2時30分

**川村議長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、議第44号議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

川村議長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議第44号議案については、総務建設常任委員会に付託し、審査願います。

ここで暫時休憩をいたします。なお、再開時刻につきましては、追って連絡をいたします。

休 憩 午後2時30分

再 開 午後3時45分

川村議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ここでお諮りをいたします。

この際、ただいま配付いたしております議事日程に記載のとおり、議第44号議案を日程に追加したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

川村議長 ご異議なしと認めます。よって、議事日程記載のとおり日程に追加することに決定をいたしました。

それでは追加日程第1、議第44号議案を議題といたします。

本案は、本会議休憩中に総務建設常任委員会を開催し、審査いただいておりますので、審査の結果の報告を委員長に求めます。

6番、梨本洪珪議員。

梨本総務建設常任委員長 先ほど本会議において上程され、総務建設常任委員会に付託されました議第44号、調停に代わる決定について、本会議休憩中に委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その概要及び結果についてご報告いたします。

質疑では、調停に代わる決定の主文にある、前市長、元副市長からの葛城市民に対する謝罪の意は具体的にどのような形で行われるのかという問いに対し、さきの2つの調停に代わる決定も含め、文章の記載にとどまるだけでなく、公の場で相手方に謝罪の機会を求めていきたいと考えているという答弁がございました。委員からは、第17条決定の受諾により、この一連の道の駅の裁判が終了することになり、職員の作業負担が軽減される。職員のパワーを市政に前向きに使っていただきたいという意見がございました。

また、他の委員からは、今回で3つ目の第17条決定を受諾し、異議を申し立てないことにより、道の駅かつらぎに関する住民監査請求に対しては一定の結論が出たと感じている。議会としては、裁判費用がさらにかかることを懸念していたので、解決していくことはよいことであると感じている。今後は不適正な事務手続が行われないよう体制づくりの構築をお願いするという意見がございました。討論はなく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で総務建設常任委員会の報告といたします。

川村議長 以上で総務建設常任委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

10番、谷原一安議員。

**谷原議員** それでは私、討論に参加させていただいて、意見を述べたいと思います。

まず、議案に対する態度ですけれども、第17条、調停に代わる決定、議第44号については賛成やむなしという立場で討論したいと思います。

ただ、意見として、先ほど委員長報告でもありましたように、道の駅かつらぎに関する裁判、3つございました。それが今回の決定受諾ということで和解の方向へ行けば、全ての訴訟は終了するということになりますので、そのことに関わって少しご意見を申し上げたいと思います。

この発端は市民による住民監査請求から始まりました。そして、市民の大きな関心となってきたところであります。この間、調停に代わる決定、既に2件について受諾しています。新聞記事にも出ました。私どもも市民の方から、どうなっているんだと、よく分からないという声をよくいただいております。私は、これはもともと市民の住民監査請求から始まったものですし、私は市民に対して、この和解が最終的に成立して、この3つの裁判が終結するということになるのであれば、やっぱり葛城市としてきちっと一定の総括をしていただいて、市民に知らせるということをぜひしていただきたいと思っております。

議会についても、道の駅かつらぎに関する調査特別委員会、これは中間報告を出したまま、最終報告は出しておりません。裁判があるということで、証人等に来ていただくことが困難だということで、中間報告で終わっているわけですけれども、議会としてもこれはまだまだ、行政上の様々なことについて、不正再発防止のための提言もしなければなりませんし、そういう再開が期待されるところで、やっていかなければいけないと思うんですけれども、葛城市として、やはり今回、最終的にこれを決定することになりましたら、ぜひそうしたことも検討していただいて、市民の方々、あるいは住民監査請求を直接起こした方にも、そういうことをもって説明していただくようお願い申し上げまして、賛成の討論といたします。

**川村議長** ほかに討論はありませんか。

5番、杉本訓規議員。

**杉本議員** 私、議第44号に賛成の立場で討論させていただきます。

この一連の裁判については、もう5年、私が1期目の議員にならせていただいてから、ずっとほぼやっている状態で、長きにわたりやって、裁判費用等々、高騰するんじゃないか、上がっていくんじゃないかと、議員の皆さんからも強くそういう懸念があり、そして、全部踏まえた上で、一旦終わると、終結していくという話で、それは物すごくいいことだと思うんですけども、ただ、先ほど谷原議員もおっしゃいましたけども、やはりこれだけ長くやって、一定のお金を使ってやっていて、総括というのは必ず必要だと思うんです。それはやっていただくことは大前提なんですけども、市民の皆さんもちろん、長くやっていけばやっているほど、話がよく分からなくなっていくんですけども、その総括によって、一旦これは

どういう動きがあったのかというのを、ここにおられる議員はある程度分かっているんですけども、市民の方々というのは、あれ何やったっけ、これ何やったっけ、あれ、前のやつ何やったっけとなっているのは間違いないんです。

その総括というのはもちろんやっていただきたいんですけども、このままでいきますと総務建設常任委員会に付託になると思うんですけども、やっぱりこれは最後のお願いとして議長に、全員場で、皆さんの意見をちゃんと反映するというか、そういうのもちゃんと聞き入れるという意味でも、議会全員協議会を踏まえて、担当の総務建設常任委員会に、その順番は分からないですけども、偏るんじゃなくて、偏るって言い方はちょっと悪いんですけども、やっぱり満遍なく全体の意見を聞くという意味でも、必ず議会全員協議会をやっていただいて、一定の我々の評価なり意見なりをまとめていただいて、市民の皆さんにちゃんとこうですよと、全員がちゃんと説明できるような場をつくっていただきたいと思います。

以上です。

**川村議長** ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

**川村議長** 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議第44号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**川村議長** ご異議なしと認めます。よって、議第44号は原案のとおり可決されました。

議長として一言申し上げます。

この議第44号議案につきましては可決となりました。今、杉本議員の方から、この報告に関して、最終的な報告に関して、また、谷原議員の方からも総括という形で求められております。

もちろん理事者におかれまして、議員からの個々の要望につきまして、またほかの議員も、またいろいろとご意見をいただいていることはあると思います。この件に関しまして、この裁判に関しては殊に議会全員協議会というものを度々持たせていただきまして、皆様、それぞれの市民から受けたいろいろなご意見があると思います。そういったご意見をしっかりと持っていていただいている中で、まとめというものを議員各位からいただいて、いろいろな意見をまた反映させていただきたいというふうに考えております。

その機会をまた、いつ持つことができるかということにつきましては、総務建設常任委員会、また副議長とも相談をさせていただきまして、適切な方法と、それをまた理事者の方にも求めていくという方法をぜひとも取っていきたいというふうに考えております。今日は議員の皆様からの貴重なご意見、ありがとうございました。

本臨時会の日程は以上で全て終了させていただきました。

閉会に当たりまして、議員の皆様方には一言お礼を申し上げます。議員の皆様には慎重にご審議をいただき、また、これまでの格段のご協力によりまして、議会運営を極めて円滑に

進められましたことに対して、厚く御礼を申し上げます。これをもちまして臨時会を閉会するわけですが、皆様方におかれましては、引き続き新型コロナウイルス感染防止対策を行い、体調管理に十分に注意されて、今後とも葛城市政の発展のために、引き続きご協力、ご意見等いただきますようによろしくお願いをいたします。

ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

阿古市長。

**阿古市長** 臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日開会の令和4年第3回葛城市議会臨時会の日程を終え、閉会の運びとなりました。議員各位の慎重なるご審議を賜り、可決をいただきましたことに衷心より厚く御礼を申し上げます。議員皆様におかれましては、今後とも市政へのご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが閉会の挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

**川村議長** 以上で令和4年第3回葛城市議会臨時会を閉会いたします。

閉 会 午後3時58分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

議 会 議 長 川村 優子

署 名 議 員 横井 晶行

署 名 議 員 柴田 三乃